

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで から同市高柳字中島一一七二番一 地先 久喜市八甫字塚前二七九九番一 地先	先まで から同市高柳字中島一一七二番一 地先 久喜市八甫字塚前二七九九番一 地先	区 間
二二三・四〇〇 五三三・三八	一七・六〇〇 三三三・九四	敷地の幅員 (メートル)
四八六・七〇		延長 (メートル)
		備 考